

# 里美白幡台団地 売払い応募要領



## 【応募受付期間・場所】

期間：~~令和7年7月16日（水）から7月25日（金）まで~~  
~~午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日、祝日は除く）~~  
~~※ただし、7/16（水）及び7/23（水）は午後7時30分まで~~  
**随時、応募を受け付けております（R7.7.26～）。**

場所：常陸太田市金井町 3690 番地  
常陸太田市役所本庁舎 3階 契約管財課

## 【抽選会の日時・場所】

日時：令和7年7月30日（水） 午後2時より  
場所：常陸太田市金井町 3690 番地  
常陸太田市役所分庁舎 2階 201・202 会議室



## 【問い合わせ先】

常陸太田市総務部契約管財課  
電話：0294-72-3111（内線 322）

# 里美白幡台団地売払い応募要領

## 《 目 次 》

|                      |   |
|----------------------|---|
| ■ <u>売払い物件</u>       | 1 |
| ■ <u>応募者の資格</u>      | 1 |
| ■ <u>応募にあたっての注意点</u> | 1 |
| ■ <u>応募の方法等</u>      | 1 |
| ■ <u>当選者等の決定方法</u>   | 2 |
| ■ <u>契約の締結等</u>      | 3 |
| ■ <u>土地代金の支払方法</u>   | 3 |
| ■ <u>所有権の移転等</u>     | 3 |

## 里美白幡台団地売払い応募要領

### 1 売払い物件（土地）

| No           | 所在及び地番                   | 地目            | 地積（㎡）             | 売払価格（円）<br>【1,400 円/㎡】 | 備考          |
|--------------|--------------------------|---------------|-------------------|------------------------|-------------|
| 1            | 大中町 2779 番 51            | 宅地            | 311.54            | 436,156                |             |
| 2            | 大中町 2779 番 62            | 宅地            | 360.53            | 504,742                |             |
| <del>3</del> | <del>大中町 2779 番 74</del> | <del>宅地</del> | <del>365.27</del> | <del>511,378</del>     | <b>契約成立</b> |
| 4            | 大中町 2779 番 77            | 宅地            | 341.71            | 478,394                |             |
| 5            | 大中町 2779 番 78            | 宅地            | 345.29            | 483,406                |             |

### 2 応募者の資格

次のいずれにも該当する方（者）となります。

- （1）「常陸太田市里美白幡台団地 無償貸付・無償譲渡要綱」の対象者に該当しない方
- （2）当団地に自己の土地を所有していない方で、常陸太田市（以下「市」）に永住するため、売払いを受けた土地に、売買契約後 3 年以内に延べ床面積 50 ㎡以上の自己住宅を新築し、居住（要住民登録）できる方
- （3）応募受付時現在で、市税等の滞納をしていない方
- （4）売払いを受けた土地及び（2）の自己住宅を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に使用しない方
- （5）その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員その他反社会的団体の構成員でない者
- （6）指定日（売買契約日より 60 日間）までに土地代金（P3「1 売払い物件」の売払価格から、契約保証金（P5「7 土地代金の支払方法」参照）を差し引いた額）を一括納入できる方

### 3 応募にあたっての注意点

- （1）2 名以上の連名（共有）による応募も可能です。
- （2）未成年者が応募する場合は、親権者の同意書（様式任意）が必要となります。

### 4 応募の方法等

市が指定する応募申込書（本応募要領に添付のもの）に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所へ直接持参してください。

~~応募申込書の受付時に、受付番号通知書を配付します。~~

(1) 応募受付期間

●**随時、応募を受け付けております (R7.7.26～)。**

~~令和7年7月16日(水)から7月25日(金)まで~~

~~午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日は除く)~~

~~※ただし、7/16(水)及び7/23(水)は午後7時30分まで受付~~

~~※また、上記の受付期間後、申し込みの無かった物件については、引き続き応募者の募集を継続し、応募の受付後、売買契約者を決定します。~~

(2) 受付場所

常陸太田市金井町 3690 番地

常陸太田市役所本庁舎 3階 契約管財課

※ 郵送・FAXでの申込受付はいたしません。

(3) その他の留意事項

ア 売払い物件(土地)については、現状渡しとなりますので、応募者は必ず本応募要領の案内図等をご参照うえ、事前に現地を確認してください。

希望があれば現地案内をいたしますので、契約管財課(P1:問い合わせ先:参照)まで、ご連絡ください。

イ 応募申込書は正確に記入してください。

ウ 本応募要領に記載なき事項及びその他疑義が生じた場合は、市の解釈とさせていただきます。

5 当選者等の決定方法

●**受付先着順となります (R7.7.26～)。**

~~売払い物件1件につき、応募者が1名(組)のみの物件は、受付期間終了をもって当選者としします。~~

~~売払い物件1件に複数の応募者があった場合は、公開抽選により当選者及び補欠者(当選者が辞退した場合、繰上げ当選となる。)を決定します。繰上げ当選となった場合は、契約管財課より、該当者に別途連絡いたします。~~

~~抽選会を開催する必要がある場合は、契約管財課より、応募者(当選者)に別途連絡いたします。~~

~~(1) 抽選会の日時・場所~~

~~日時: 令和7年7月30日(水) 午後2時より~~

~~場所: 常陸太田市金井町 3690 番地~~

~~常陸太田市役所分庁舎 2階 201・202 会議室~~

~~(2) 抽選会への出席~~

~~ア 抽選会には、応募者又は代理人のいずれかが必ず出席してください。欠席者は、~~

~~応募を棄権したものとみなします。~~

~~イ 抽選には、応募申込書の受付時に配付する受付番号通知書が必要となります。~~

### ~~（３）抽選方法等~~

~~ア 抽選は、本応募要領「１ 売払い物件」の番号順に行います。~~

~~イ 抽選方法は、会場にてご説明いたします。~~

~~ウ 補欠者の決定方法は、引き続き抽選を行い、補欠者の順位を決定します。~~

~~エ 当選者及び補欠者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。~~

### ~~（４）契約説明会~~

~~当選者につきましては、抽選会終了後、契約手続きの説明を行います。なお、  
会場で契約に必要な書類をお渡しします。~~

~~また、抽選会を開催する必要がなかった場合は、契約管財課より、応募者（当  
選者）に別途連絡、説明させていただきます。~~

## 6 契約の締結等

- （１）当選者は、関係書類を添付のうえ、公有財産払下申請書を契約管財課に提出して  
いただきます。

#### 【添付書類】

- ・ 市税に滞納がないことの証明書
- ・ 住民票抄本（個人のみ） 1 通

※ 市税の滞納がないことの証明書、住民票抄本、については発行後 1 ヶ月以  
内のものに限る。

- （２）公有財産払下申請書提出後、売買契約書の準備が整い次第、契約締結の手続きを  
行います。手続きの時期等については、追ってご連絡します。

## 7 土地代金の支払方法

土地代金は、売買契約締結と同時に市が発行する納入通知書により、契約保証金  
（土地代金の 10%）をお支払していただき、残りの全額を契約日より 60 日以内に  
一括して支払っていただきます。

## 8 所有権の移転、禁止事項等

- （１）土地代金の支払いが確認された後に、所有権を移転するものとし、所有権移転登  
記は市が行います。
- （２）土地は、現状有姿の引渡しとなります。
- （３）売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受  
者の負担となります。
- （４）不動産取得税は、買受者の負担となります。

- (5) 次の禁止事項を遵守してください（所有権移転後5年間）。
- ・ 売払いを受けた土地を第三者に転貸し，又は譲渡すること。
  - ・ 売払いを受けた土地を自己住宅の新築以外に使用すること。
  - ・ その他社会通念上、市又は他人に著しく迷惑を及ぼすと認められる行為。